

# 公文書等の管理に関する法律のポイント

各府省

内閣府

公文書管理委員会  
※内閣府に設置

## ポイント1

### 統一的管理ルールを法令で規定

・作成基準(4条) 保存期間基準(5条1項・3項) 管理簿の記載事項(7条)等

政令案・規則案の  
諮問(29条1号・2号)

調査・審議  
(28条、30条)

答申

統一ルールに基づき、各府省の文書  
管理規則の案を作成(10条)

各府省の文書管理規則

同意

事前協議(10条3項)

## ポイント2

### レコードスケジュールの導入

・移管か廃棄かをできるだけ早期に設定(5条5項)  
・歴史資料として重要な行政文書ファイル等はすべて移管(8条1項)

作成(4条)

整理  
(保存期間、移管  
or廃棄等を設定)  
(5条)

保存期間、移管  
or廃棄等の設定  
を管理簿に記載  
・公表(7条)

保存(6条)  
(集中管理の推進)

定期的な管理状況の把握(9条1項)

## ポイント3

### コンプライアンスの確保

・府省内の管理状況の報告の義務付け(9条1項)  
・内閣府による実地調査制度、  
勧告制度の新設(9条3項、31条)

報告(9条1項)

・特別の報告聴取(9条3項)  
・実地調査(9条3項)

勧告(31条)

同意

事前協議(8条2項)

勧告案の諮問(29条3号)

調査・審議  
(28条、30条)

答申

専門的助言  
(国立公文書館法11条1項4号)

調査・審議  
(28条、30条)

実地調査(9条4項)

情報公開請求  
(情報公開法)

中間書庫による保存  
(国立公文書館法11条  
1項2号・3項2号)

国立公文書館

## ポイント4(2)

### 国立公文書館の機能強化

・専門的助言制度の拡充(国立公文書館法11条1項4号)  
・国立公文書館による実地調査制度の新設(9条4項)

審査請求[利用制限に不服があるとき](21条1項)

諮問(21条4項)

答申

## ポイント5

### 歴史公文書等の利用促進

・利用請求権の新設(16条)  
・デジタルアーカイブ化の推進(23条)  
・独法文書も国立公文書館に移管(11条4項)

永久に保存  
(15条)

利用  
(16条)

移管(8条)

国民